

5 歳児健康診査について

R8.2.16 5 歳児健康診査推進のための連絡協議会
高知県子ども・福祉政策部子育て支援課

妊婦健診、乳幼児健診等の現状について

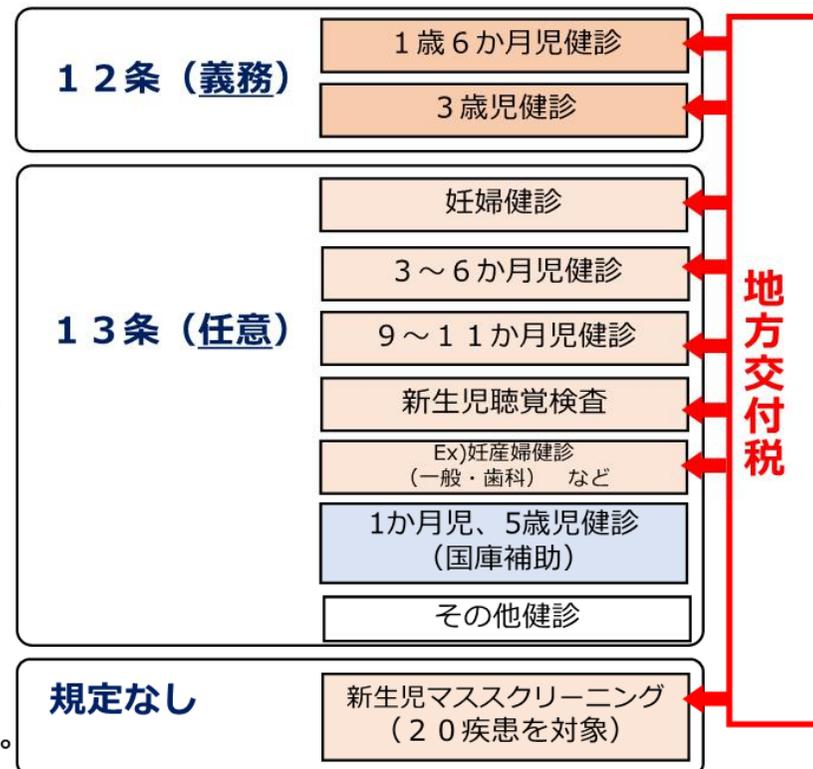
1. 現状

(母子保健法上の各種健診の規定)

- 母子保健法では、健康診査について**12条(義務)**と**13条(任意)**に規定している。
- 12条(義務)**では、市町村は「**1歳6か月児健診**」「**3歳児健診**」を実施しなければならないとしている。

(地方交付税措置の状況)

- 12条(義務)**の「**1歳6か月児健診**」「**3歳児健診**」については、地方交付税措置されている。
- 13条(任意)**の「**妊婦健診**」「**3～6か月児健診**」「**9～11か月児健診**」「**新生児聴覚検査**」などについては、地方交付税措置、「**1か月児健診**」「**5歳児健診**」については、国庫補助を行っている。
- また、母子保健法に規定がない**新生児マススクリーニング検査(20疾患)**についても、地方交付税措置されている。



母子保健法(抄)

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児
- 二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第九条第一項に規定する健康診査等指針(第十六条第四項において単に「健康診査等指針」という。)と調和が保たれたものでなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

5歳児健康診査概要

目的

幼児期において幼児の言語の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

意義

- 5歳児健診の重要なポイント：「精神発達の状況」「言語障害の有無」「社会性の発達」など
- 重篤な先天性の身体的疾患については、多くは3歳児健診までに指摘されていると考えられる。一方、5歳児健診では集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の発達を評価することが重要。

発達の評価により指摘されうる主な疾患

- | | |
|------------------|------------|
| 1) 注意欠如多動症 | 4) 場面緘黙症 |
| 2) 自閉スペクトラム症 | 5) 吃音 |
| 3) 知的発達症（軽度～境界域） | 6) 機能性構音障害 |

実施項目

- 1) 身体発育状況
- 2) 栄養状態
- 3) 精神発達の状況
- 4) 言語障害の有無
- 5) 育児上問題となる事項の確認（生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、事故等）
- 6) その他の疾病及び異常の有無



5 歳児健康診査実施方法

健診の実施方式		健診の概要
集団健診 (※)	集団方式	保健センター等で集団で健診を実施
	園医方式	保育所等の定期健康診断を活用すること等により実施
	巡回方式	医師、保健師、心理担当職員等がチームを組んで、保育所・幼稚園・認定こども園等を巡回する
	二段階方式	対象となる年齢の幼児全てに、発達相談や巡回相談等による聞き取りやアンケート等を組み合わせて実施等（一段階目）したうえで、医師の関与のもと発達等に課題があると考えられた幼児を対象に医師が診察する健診（二段階目）の実施
個別健診		医療機関に委託して行う健診

(※) 5歳児健診は、情緒、社会性の発達状況や育児環境の課題等に対する気づきの場としての役割があり、他職種による子ども・家庭の状態に応じた支援を開始し、就学に向けて必要な準備を進めていくことを目指している。こうした目的に鑑み、集団健診が推奨される。

(参考) 令和7年8月14日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡「令和7年度(令和6年度からの繰越分)母子保健衛生費国庫補助金(うち「1か月児」及び「5歳児」健康診査支援事業)」に係るQ&A(一部改正)について」より抜粋

問3-1 実施対象者の保護者全員にアンケートを実施し、その中から発達障害等の疑いのある幼児に対してのみ、5歳児健康診査を行う場合は対象となるか。

(答)

- 乳幼児健診については、全ての乳幼児の健康の保持及び増進が図られるよう、対象となる年齢の乳幼児全てに対し、医師及びその他医療専門職(以下「医師等」という。)による健診を実施することが望ましいと考えています。
- このため、まずは、5歳児健診について、保育所・幼稚園・認定こども園等(以下「保育所等」という。)における定期健康診断等の機会を活用する等により上記の健診を実施する「園医方式」や、医師、保健師、心理専門職等がチームを組み、保育所等や家庭を巡回して上記の健診を実施する「巡回方式」を組み合わせて実施する場合も国庫補助の対象となりますので、対象となる年齢の幼児全てに、医師等による健診が実施されるよう、実施要綱の留意事項を参照いただき、柔軟な対応を検討ください。
- 一方で、地域によっては、5歳児健診を実施するために必要な医師等の十分な確保が困難な場合もあると承知しています。この点、こども家庭科学研究班において、「全5歳児を対象に医師が診察する健診」と「事前のスクリーニング等により発達等に課題があると考えられた5歳児を対象に医師が診察する健診」との効果の比較が行われ、後者の健診についても、前者の健診と同様の効果を持つ場合があることが確認されました。

これを踏まえ、地域の実情に応じて、**「対象となる年齢の幼児全てに、発達相談や巡回相談等による聞き取りやアンケート等を組み合わせて実施等(一段階目)したうえで、医師の関与のもと発達等に課題があると考えられた幼児を対象に医師が診察する健診(二段階目)」(以下「二段階方式」という。)**を行うことも、差し支えないことといたします。

→ これまで、対象となる年齢の乳幼児全てに対し医師等による健診を実施することが望ましいものの、医師の確保等で困難な場合の当面(少なくとも2~3年間程度)の対応として示されていた「二段階方式」が、“地域の実情に応じて行うことも差し支えない”という表記に改められた。

5歳児健診のフォローアップ体制のイメージ

概要

- 多くの市町村では、3歳児健診（法定健診）以降、就学時健診まで健診がない。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした、**5歳児健診の標準化・体制整備が必要。**（4～6歳児健診について、公費負担を実施している自治体は15%（令和3年度母子保健課調べ））
- 特別な配慮が必要な児に対して**早期介入を実施**することで、**保護者の課題への気づきや生活への適応が向上**する可能性が指摘されており、**5歳児健診により学童期の不登校発生数が減少**したという研究結果もある。
- 5歳児健診において所見が認められた場合に、**必要な支援につなげる地域のフォローアップ体制が重要。**

5歳児健診

令和5年度研究班で健康診査票・問診票を作成し、関係団体に意見照会・成育医療等分科会で議論の上、自治体に周知。

問診・診察・評価

- ・ 情報集約（過去の健診結果、家庭環境、保育所情報等）
- ・ 発達等の評価
- ・ 困り感の把握
- ・ 保護者への説明 等

【健診に関わる職種の例】

医師、保健師、心理職、保育士、教育職、作業療法士・運動指導士、言語聴覚士 等

専門相談

保護者との共有

- ・ 健診後の不安の傾聴
- ・ 保護者の気づきを促す
- ・ 多職種による助言

健診後カンファレンス

多職種による評価、支援の必要性の検討

地域のフォローアップ体制

地域の資源を使った支援体制(受け皿)を構築



地域のフォローアップ体制に係る課題

- **医療のキャパシティ強化** ⇒ 発達障害の診察ができる医師の養成、医療機関の体制強化。診療報酬についても別途検討
- **福祉との連携強化** ⇒ 児童発達支援センターと母子保健の連携強化、福祉の支援体制強化（障害報酬を含む）
- **教育との連携強化** ⇒ 保育園、幼稚園、学校等、教育委員会等との情報共有、保健・医療・福祉と連携した個別の支援・配慮

令和8年度概算要求額 8億円【令和5年度補正創設】

事業の目的

- 乳幼児健康診査については、母子保健法により、市町村において「1歳6か月児」及び「3歳児」に対する健康診査の実施が義務付けられている。また、乳児期（「3から6か月頃」及び「9から11か月頃」）の健康診査についても全国的に実施されている状況となっている。こうした中で、新たに「1か月児」及び「5歳児」に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的とする。
- ※ 本事業による財政支援に加え、必要な技術的支援や体制整備に係る財政支援を行うことにより、「1か月児」及び「5歳児」の健康診査の早期の全国展開を目指す。

事業の概要

◆ 対象者

- ① 1か月頃の乳児 及び ② 5歳頃の幼児

◆ 内容

地域における全ての上記①及び②に該当する乳幼児を対象に、健康診査の実施に係る費用について助成を行う。

① 1か月児健診

実施方法：原則として個別健診

健診内容：身体発育状況や栄養状態などの評価、身体疾患のスクリーニング、こどもの健康状態や育児の相談等

② 5歳児健診

実施方法：原則として集団健診

健診内容：発達の状況（身体、精神、言語などの発達状況）などの評価と早期支援、育児上の問題となる事項、必要に応じ、専門相談等

◆ 留意事項

- (1) ①の健康診査の実施に当たっては、委託先の医療機関と連携を密に行うとともに、健康診査の結果等の情報の活用などにより伴走型相談支援の効果的な実施につなげる。また、健康診査の実施が虐待の予防及び早期発見に資するものであることに留意し、こども家庭センターなどの関係機関とも連携しながら、必要な支援体制の整備を行うこと。
- (2) ②の健康診査の実施に当たっては、健康診査の結果、発達障害等（発達障害等の疑いを含む。）と判定された幼児について、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、関係部局や都道府県等とも協力しながら、地域における必要な支援体制の整備を行うこと。

実施主体等

◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2、市町村1/2

◆ 補助基準額：① 6,000円／人（原則として個別健診） ② 5,000円／人（原則として集団健診）

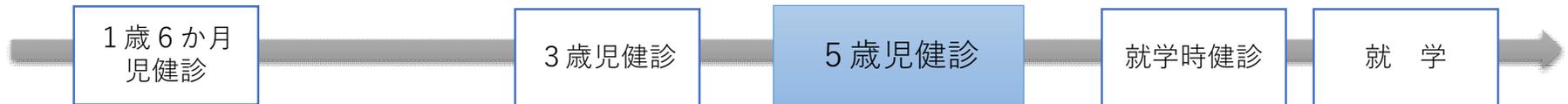
▶ 5歳児健診を“実施している”と回答した市町村の状況

（※ 国庫補助事業の活用は問わない）

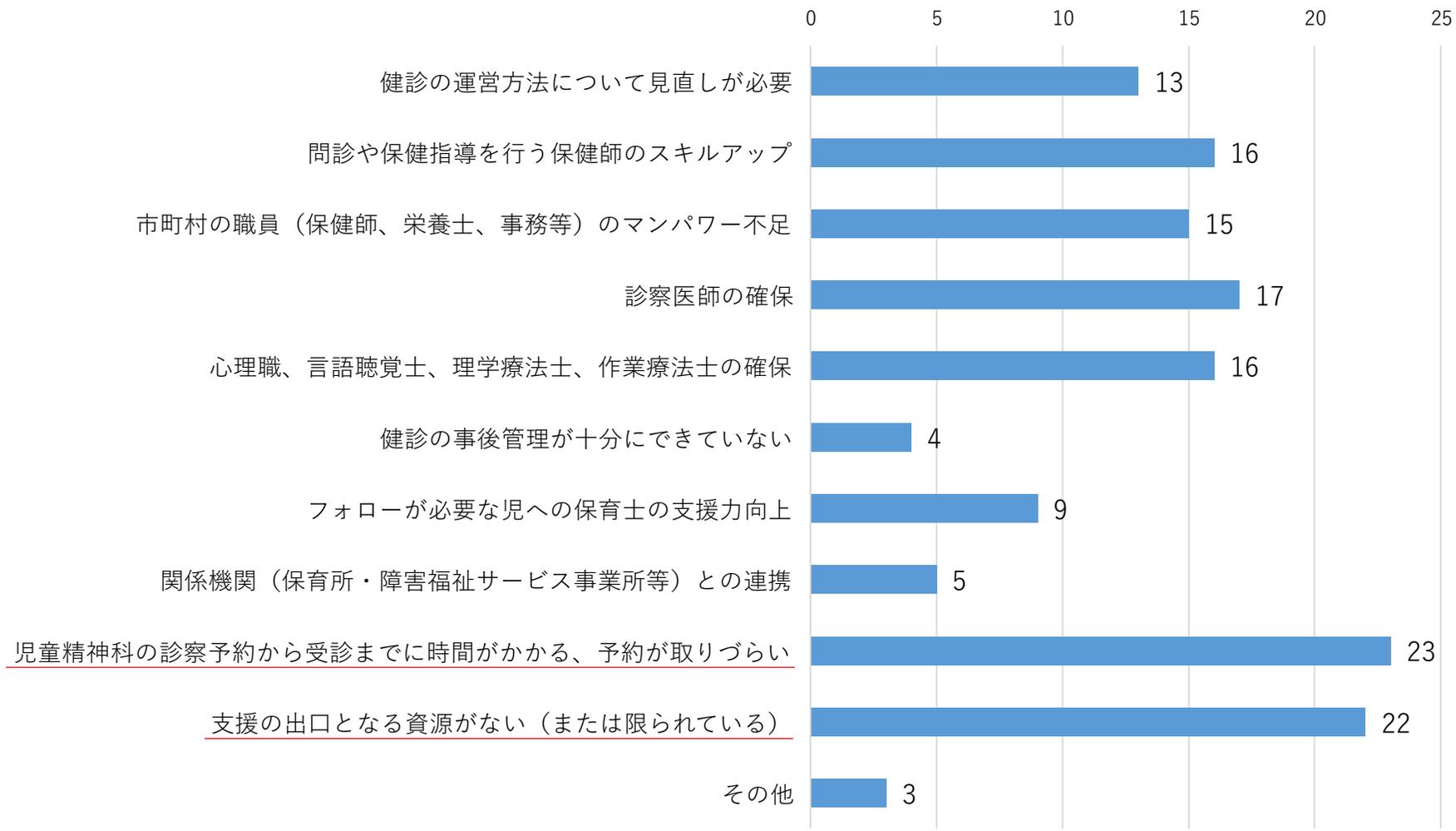
《実施自治体数》 集団方式・・・4自治体
巡回方式・・・1自治体（現在は医師の関与なし）

《実施の工夫等》 ・ 集団方式により実施している市町村は、既存の1歳6か月児健診等と同日に開催

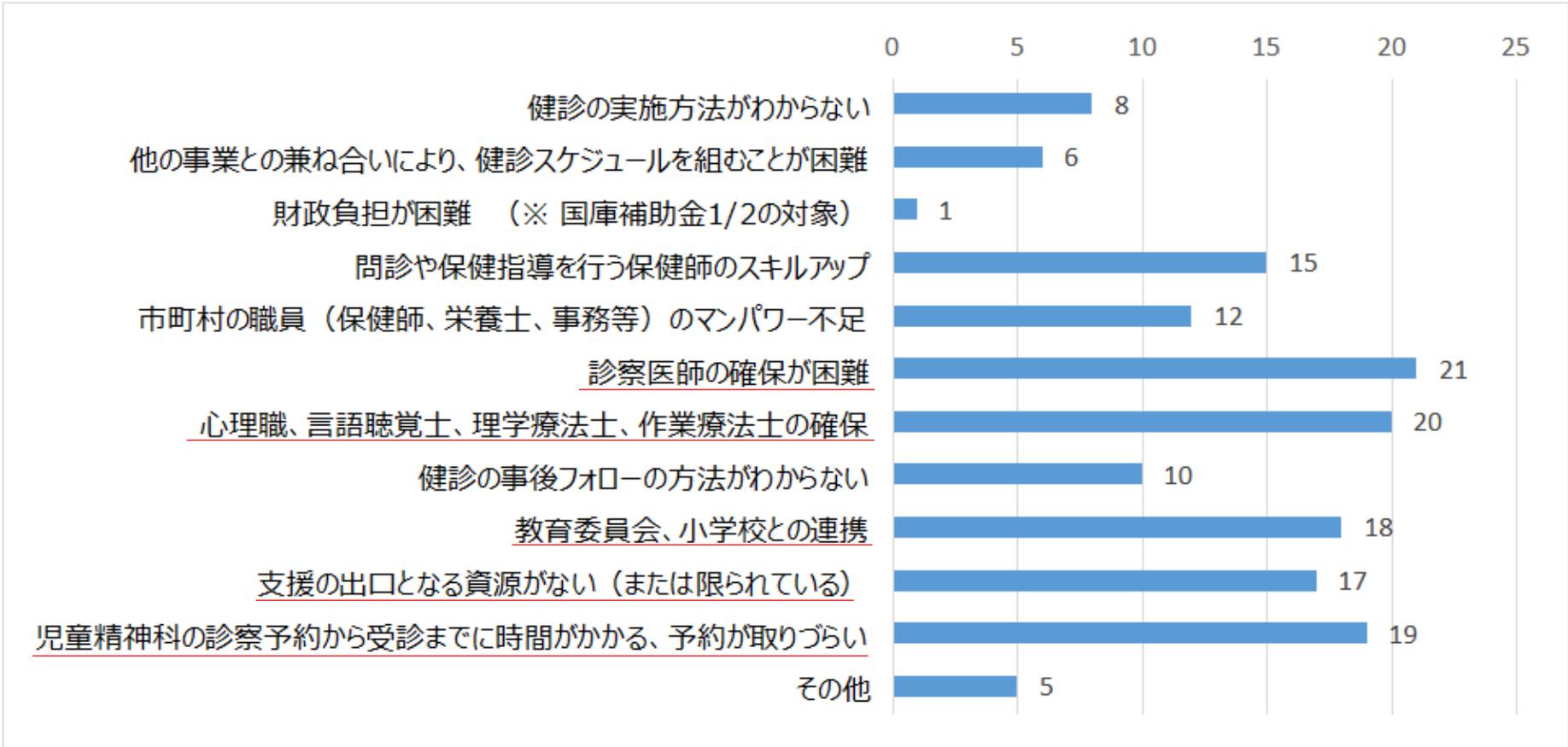
- ・ 発達の気になる子どもの状況について、保健部門と保育園で日ごろから（乳幼児健診の実施前後も含め）情報共有できる体制が整っていることから、5歳児健診受診後にも子どもの発達や保護者の状況について共有し、就学に向けた教育相談につなげている。



➤ 現在実施している乳幼児健診について、課題となっている項目 (N=30、複数回答あり)



➤ 5歳児健診未実施市町村が、今後健診を検討する場合の課題 (N=25、複数回答あり)



5歳児健康診査実施に向けた現状と課題

1. 5歳児健診の実施体制の整備

項目		これまでの取組状況	課題	今後必要と考えられる取組
診察医（小児医）の確保	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が独自に小児科医をあたって依頼。（県の関与なし） 	<ul style="list-style-type: none"> 高知市等は医師がローテーションを組んでおり（1健診につき16名）、確保に苦慮 郡部では特定の医師が2~3町村を掛け持ちしていたり、高齢化していたりと継続性に懸念あり。特に須崎管内や中央西管内で医師確保支援のニーズが高い 	<ul style="list-style-type: none"> 医師会や高知大学と連携し、医師の確保対策の検討（例：医師向けの研修の実施、登録医制度や派遣制度等の創設）
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> H27に1歳6か月児・3歳児健診手引書を作成し、実施方法を標準化 任意健診は、各市町村が個別健診と集団健診を組み合わせ実施 5歳児健診実施の4市町村は、いずれも対象児が少ないため、既存の集団健診と同日に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 特に市部では5歳児健診を集団方式にて対象児全数に実施することは不可能に近く、二段階方式や園医方式等、柔軟な実施方法の検討が必要。 保健師の欠員が生じている市町村など法定健診の実施維持にも懸念がある市町村もあり、既存の健診も含め、広域的な実施についても検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 県版のマニュアルを整備し、二段階方式、園医方式、巡回方式の実施方法を示すことで、市町村による実施促進を図る。 福祉保健所と連携した広域健診の実施に向けた市町村との協議
問診や保健指導を行う保健師のスキルアップ	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村乳幼児健診従事者のためのスキルアップ研修会の実施（全3回） ②乳幼児健診におけるスーパーバイズの実施（療育福祉センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ①集合研修の会場が高知市内のみのため、幡多地域の参加率が低い。 ②市町村の母子保健の業務負担が非常に大きく、健診後の相談会や今年度縮小し、ペアレント・プログラムの実施は中止となった。（療育Cが介入している市町村の状況） 	<ul style="list-style-type: none"> ①幡多地域の参加率向上のため、幡多圏域での研修会実施の検討。 ①②県版のマニュアルを活かした研修内容の検討。
	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健関係の研修会において、広く妊産婦・乳幼児のアセスメント力や支援力向上のための研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村においては、こども家庭センターなど業務量が年々増加し、ケースの多様化・複雑化もあり、ケース支援の振り返りが十分でない。効果的な研修の継続が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健担当者向けのアセスメント力、支援力向上のための研修会の継続
心理職、言語聴覚士等の確保	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害早期支援エキスパート事業の実施 委託契約によるエキスパート養成研修の実施 エキスパート派遣事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> （エキスパート事業は、各市町村による専門職を含めた健診・フォロー体制が整ってきたためR8年度事業廃止予定） エキスパート事業活用後等、市町村が直接専門職を確保している状況で、継続的な人材確保が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> エキスパート登録者（名簿）の活用や、健診後のフォローアップの場への専門職確保に活用できる国補助事業の活用等による新たな市町村支援の取り組みについて検討。

2. 地域のフォローアップ体制の整備

項目		これまでの取組状況	課題	今後必要と考えられる取組
保育所における 対応力の向上	障害福祉課	①発達障害児等支援スキルアップ研修会の実施（全9回）1～4回延べ509名参加 ②保育所コンサルテーション・ティーチャーズトレーニングの実施（療育福祉センター） ③ESSENCEに関する研修会の実施	①各回20～30名程度保育士・幼稚園教諭参加 ②③「なんとなく気になる」子どもを見逃さないこと。 その子たちを園の中でどう支えていくか（環境調整や関わり方含め）。	①保育士を対象に入れた研修の継続実施 ②③「なんとなく気になる」を理解させるために、ESSENCEの視点を広めていくため、保育所コンサル、研修会などの継続実施。その他、多くの園に広めていくための方法を検討。
	幼保支援課	キャリアアップ研修において障害児保育（特別支援教育）研修を実施	毎年、経験年数3年目以上の保育者等が新たな知識を得ることができているが、日々の実践との結びつきが難しい。	特別支援教育現状調査の継続及び各園の実践把握と、必要に応じて個別の指導計画等の作成における指導・助言
専門医療機関の 確保	障害福祉課	①高知ギルバークセンターによる専門医等の育成（研究員：40人） ②高知大学への寄附講座（児童青年期精神医学講座）による児童精神科医等の養成 ③子どもの心の診療ネットワーク（HP）への掲載機関数の増加（発達の問題：31機関）	診察できる機関は広がっているものの、まだまだ診察の待機状態が続いている。	①高知ギルバークセンターによる専門医等の育成の継続 ②高知大学への寄附講座（児童青年期精神医学講座）の継続 ③子どもの心の診療ネットワーク（HP）による県内医療機関の周知
障害児支援サービスの 充実	障害福祉課	①発達障害児等支援スキルアップ研修会の実施（全9回）1～4回延べ509名参加 ②中山間地域障害福祉サービス確保事業の実施	①高知市を中心に事業所数は増加してきているが、支援の質の確保が必要。 ②中山間地域では、フォローを要する子のつなぎ先である児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育機関が十分でない。	①障害児支援における研修体系の構築など支援人材の育成に向け、国においてテキストや実施主体向けのガイドラインが整備される予定であり、それらを基にした人材育成の実施（R9以降） ②中山間地域でのサービスが広がるよう、同事業において、放課後等デイサービスを補助対象に拡充するよう検討
教育との連携	障害福祉課	①地域診断に関する研修会の実施（R5全体、R6中央東圏域で実施 R7須崎、幡多圏域で実施予定） ②つながるノートや引き継ぎシートの活用	①母子・保育・障害・教育等の様々な分野の職員を対象としているが、教育の参加が少ない。ヒアリングにて、教育との連携が難しいとの意見が多い。 ②保育園からの支援内容がうまく活用されていない。（引き継がれていない）	①市町村内の関係部局の横断的な連携の場づくりや既存の場の活性化に繋げてもらうためのきっかけとして、地域診断に関する研修等の実施 ②支援ツールを活かした支援会議の実施方法の見直しなどを検討（学童期の支援検討会）

5歳児健康診査推進のための連絡協議会

概要

5歳児健診をはじめとした乳幼児健診の実施体制や地域のフォローアップ体制の整備を図ることを目的に、関係機関、有識者等で構成する会議体を新たに設置する。

取り組みスケジュール

